

## 重要事項説明書（特定地域型保育事業用）

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 妙光福祉会
代表者氏名	理事長 柳生 法雄
法人の所在地	山形市蔵王上野字南坂920番地
法人の電話番号	023-688-6266

### 2. 利用施設

施設の種類	小規模保育事業・事業所内保育所
施設の名称	寒河江やすらぎの里保育園
所在地	寒河江市本楯二丁目24番地1
電話番号	0237-83-0586
管理者名	施設長 山下 淳
利用定員（年齢別）	0歳児（3号認定） 8名
	1歳児（3号認定） 7名
	2歳児（2号・3号認定） 5名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施しています。
第三者評価の概要	第三者による評価の実施状況はありません。
職員への研修の実施状況	内部研修年3回、外部研修年1回実施
認可年月日	平成28年 2月19日
事業所番号	0620601000040

### 3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと。
理念	・『安全』で豊かな感性を持つ保育 ・心もからだも丈夫で『快適』な保育 ・意欲と思いやりのある『やすらぎ』の保育

### 4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	12,473.73㎡		
	園庭	107.51㎡		
建物	構造	木造陸屋根2階建		
	延べ面積	172.66㎡		
施設の内容	乳児室	1室		室
	保育室	1室		室
	幼児用トイレ	1室		室
	沐浴室	1室		
設備の種類	冷暖房、			
その他	屋外遊戯場	107.51㎡		

## 5. 職員体制 令和7年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	人
保育士	保育計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等	6人	0人

\* 当園では、「寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後7時(土曜日は午前7時から午後5時30分)
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	

### \* 警報発令時の対応について

同敷地内に隣接する当法人運営の介護老人保健施設と連携し、防災マニュアル等に基づき、避難、家族連絡等の措置を講じます。

### \* 感染症流行時の対応について

別紙（園のしおり参照）

## 7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時から午前8時30分、午後4時30分から午後7時

\* 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

## 8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### ① 教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

## 9. 食事の提供方法等について

### ① 食事の提供方法

自園調理（調理業務は日清医療食品株式会社が行います）

### ② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

### ③ 行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

### ④ 献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 10 分頃	11 時 15 分頃	15 時 15 分頃	
1 歳児	9 時 10 分頃	11 時 15 分頃	15 時 15 分頃	
2 歳児	9 時 10 分頃	11 時 15 分頃	15 時 15 分頃	

⑤ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。

⑥ その他衛生管理等

集団給食施設届出を山形県村山保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査（毎月）とノロウイルス検便検査（10月～翌年3月迄の毎月）の実施による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

当園に対し、当該市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。但し、従業員枠で利用する場合は、居住市町村の定める利用者負担額と当保育園の定める利用料額を比較し、いずれか低い方の額をお支払いいただきます。

利用者負担額の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日はきらやか銀行の場合毎月25日、その他金融機関の場合26日）。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等（実費負担、延長料金日額200円、月額（定額）2500円）

①に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

11. 利用の開始について

当園では、寒河江市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。事業所枠につきましては、口頭で説明します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

①児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時

②外に転出する時（地域枠）

③長期欠席する時

④その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時

### 13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### ① 内科・眼科

医療機関の名称	介護老人保健施設 寒河江やすらぎの里
医院長名又は医師名	医師施設長 山下 淳
所在地	寒河江市本楯二丁目24番地1
電話番号	0237-83-0566

#### ② 歯科

医療機関の名称	井上歯科医院
医院長名又は医師名	井上 英昭
所在地	寒河江市大字島字島東283番地の1
電話番号	0237-86-8363

### 14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災、地震、水害、不審者を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	消火器	非常灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
避難場所	介護老人保健施設 寒河江やすらぎの里		

### 16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 隔月虐待防止委員会を開催し、職員に対し研修、事例検討会を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、提示している。

### 17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険の種類	社会福祉施設総合損害補償「保育所の損害補償」
保険金額	対人賠償1億円 対物賠償1,000万円 死亡保険金103万円

\* 詳しくは別途配布する「賠償責任保険のしおり」をご確認ください。

#### 18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	金子 光仁	
受付責任者	渋谷 さゆり	
利用時間	午前9時～午後5時	
連絡先	電話 0237-83-0566 FAX 0237-83-0576	
福祉サービス委員	北目 文郎 電話 023-635-8001 役職・学識経験者（山形大学名誉教授）	栗原 啓市 電話 023-641-6230 役職・地域の福祉関係者
	折原 貞照 電話 023-643-7841 役職・家族の代表	寒河江市子育て推進課(子育て支援) 電話 0237-85-0907
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

#### 19. 連携施設

連携施設の種類	保育所
名称	社会福祉法人美仙会 さがえさくらんぼ子供園
所在地	寒河江市日田字五反201-1
連携内容の概要	1、集団保育を体験させる機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の必要な保育内容に関する支援を行うこと。 2、必要に応じて、代替保育を提供すること。 3、利用園児の保育提供の終了に際し、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受入れ保育を提供すること。

#### 20. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、窓口に内容を掲げています。  
なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

#### 21. 感染症等について

コロナ感染症等については、施設と連携し感染症マニュアル等に基づき対応します。

#### 22. その他

- ①保護者に説明を要する事項については保護者会を開催いたします。
- ②やまがた介護事業者認証評価制度における認証(令和7年3月1日 認証更新)